

## 道営住宅等の指定管理者の公募について

指定管理者制度は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を民間企業やNPO法人など地方公共団体が指定する団体に管理を行わせる制度で、道営住宅では、平成18年度から導入しています。

次期指定管理者（指定期間：令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日）の公募は令和3年（2021年）10月頃を予定しており、公募する地区は道営住宅所在市町の41地区（一部圏域を設定）を予定しています。

### 1. 道営住宅とは

○道営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸している住宅です。

### 2. 指定管理者の指定手続き

○指定管理者の指定手続きは、公募期間中に「公募要項」に基づき、申請しようとする地区について、申請書類等を北海道に提出していただき、北海道が設置する学識経験者などで構成される「選定委員会」において審査・審議を行ったのち、北海道議会定例会での議決を経て、令和4年4月1日から5年間、業務を実施していただくこととなります。

### 3. 指定管理業務の主な内容

○道営住宅及び児童遊園などの共同施設の維持管理全般及び法令等に基づいた入居管理業務を行っていただきます。

○業務の実施に当たっては、北海道と協定を締結していただき、協定に定めている「業務の範囲」や「要求水準書」などに沿って、施設等の修繕や保守点検のほか、各種入居管理業務を行うこととなります。

業務の詳細な内容につきましては、北海道のホームページに前回（平成29年）の「公募要項」を掲載していますので、ご覧ください。

なお、今回の公募では内容が一部変更となる場合がありますのでご了承願います。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/index.htm>

《問い合わせ先》 北海道建設部住宅局住宅課住宅管理係  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階  
電話：011-231-4111（内線29-535）